

武雄市農業委員会

平成30年10月総会議事録

平成30年10月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成30年10月5日（金）
（開会）9時00分 （閉会）10時20分

2. 場 所 武雄市役所 2階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者 1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美		○
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第3号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第4号	武雄市非農地証明について	2件
議案第5号	空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について	1件
議案第6号	武雄市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について	

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、平成30年10月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は17番 山口 武美 委員より欠席の届け出がっております。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 改めましておはようございます。10月の定例総会を開催しましたところ、お忙しい中に出席いただきましたことに対して深く御礼申し上げます。

10月2日に第4次安倍内閣が発足しました。我々が関係する農林水産大臣には、北海道出身の吉川貴盛氏67歳が就任されました。副大臣も歴任され農政には精通しておられると思いますので、今後の農政に期待をしたいと思います。

また9月15日付けの作況指数が30日に発表されました。前回の8月25日付けでは昨年並みということでしたが、今回は104と前回よりも少し上がりました。10アール当たり540キロ。9俵ですね。私のところの「ゆめしづく」は7俵しか取れておりませんでした。皆さんのところはいかがでしょうか。

また台風24号が先週日本列島を縦断しましたが、今度は25号が東シナ海を北上しております。明日の朝から昼頃が最接近と報道されております。「ゆめしづく」はだいたい収穫できたのではないかと考えておりますが、「ひのひかり」ともち関係がこれから収穫をする時ですので、あまり風が吹かないで欲しいなと考えております。少しでも被害が少なくなるように願うばかりです。

それでは、ただ今から平成30年10月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第6号までの審議をお願いいたします。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。2番 富永光男委員、9番 松尾隆雄 委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から事業報告をお願いします。

事務局 本日配布しております資料の1ページをご覧ください。「武雄市農業委員会事業報告 平成30年9月分」です。先月の主な事業についてご報告いたします。

9月中は推進委員を中心に農地パトロールを行っていただいたところですが、

9月5日水曜日には定例総会を開催し、終了後には農地利用最適化推進会議、認定農業者との意見交換会を行いました。

9月18日火曜日には佐賀県農業会議の常設審議会が開催され、佐佐木会長が委員として出席しました。武雄市の案件はありませんでした。

9月20日木曜日は議案受付を締め切りました。

9月27日木曜日には調査委員会を開催し、農地転用1件について調査を行いました。

以上で事業報告を終わります。

事務局

次に2ページ・3ページをご覧ください。農地法の第4条、第5条についてご報告いたします。

4月5日の総会でご審議いただいた分のうちまだ許可が出ていなかった2件について許可が出ております。〇〇工事に伴う一時転用です。これは26年度に許可が出ているものの延長許可です。

次に8月6日の総会でご審議いただいた案件ですが、4条が1件、5条が9件許可が出ています。5条の〇〇町の建売分譲住宅2件と、〇〇の一時転用の2件はまだ県で審査中で許可が出ておりません。

次に9月5日の総会でご審議いただいた案件ですが、5条の3件について許可が出ております。4条の1件と5条の2件についてまだ県で審査中です。

次に4ページをご覧ください。「農用地利用計画の変更」、いわゆる「農振除外」の手続についてご報告いたします。

4月の総会で審議いただいた3件について、農振除外の手続が済んでおります。今後、農地転用の手続が進められますので、担当地区の農業委員・推進委員さんに対して、申請内容の確認、確認書の署名について、申請者がお見えになると思いますので、対応のほどよろしく願いいたします。

以上ご報告申し上げます。

会 長

最後の農振除外については、農林課が3カ月に1回、農業委員会に意見を求めてきますが、その手続が終わったということです。この3件については今から転用をされますので、事務局に持ってくる前に、委員の皆さんの所へ印鑑をお願いしますと連絡があると思いますので、よろしく願いいたします。

事務局から報告がありました件について、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長

特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長

では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されております。この5件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、45㎡。「譲渡人は面積が狭

く耕作しづらい、譲受人はわのうのため管理しやすい」ということで今回申請がされております。農地の価格は〇〇です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、267㎡。「譲渡人は県外在住のため管理できない。譲受人は自宅隣地で管理しやすい。」という理由で申請がされています。農地の価格は〇〇です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆、畑1筆、計522㎡。「譲渡人は後継者がなく、現在の耕作者に譲渡したい。譲受人はわのうのため耕作しやすい。」というので申請されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,992㎡。「譲渡人は後継者がいない。譲受人は経営規模拡大のため。」という理由で申請されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、650㎡。こちらは農地の交換のため申請されています。農地の価格は〇〇です。

以上、5件とも判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

〇〇番委員 申請番号4番の件です。この田はわのうで、現在も譲受人の〇〇氏が作っておられました。また、この田は川のすぐ近くで、今年も水害に遭ったような所です。譲渡人の〇〇さんに後継者がいないことと体が少し不自由であるということで、譲りたいということです。以上です。

会 長 私の地元の申請番号5番の件で補足説明します。これについては8月の総会で譲渡人と譲受人が逆の議案を審議いただきました。譲渡人の書類の準備が遅れて今月の申請になったものです。もともと父親同士が農地を交換するという話し合いをしていたものです。それを登記せずにそのまましておいたので、このまま息子の代になったらいけないということで申請されています。

会 長 他にございませんか。(なし)。それでは地元委員の説明が終わりましたので、議案第1号について、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第1号についての質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第2号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が7件提出をされています。この7件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明します。

申請番号1番。所有権移転及び使用貸借権設定。〇〇町の田3筆、計2,117.46㎡。3筆のうち上2筆が使用貸借、下の1筆が所有権移転です。申請事由は「譲渡人・貸付人は耕作する意思がなく、土地の有効活用を考えた。申請地周辺のアパートの入居率が高く、需要が高いと判断し、建設したい。」という理由で、長屋住宅を計画されています。2棟で20戸を計画されています。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、112㎡。申請事由は「実家近くに一般住宅を建てたい。」ということで申請が出されています。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、268㎡。申請事由は「譲渡人は高齢となり耕作できない。住環境が良いので宅地として分譲したい。」というもので、宅地1区画が計画されています。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。使用貸借権の設定。〇〇町の田2筆、計374㎡。申請事由は「現在、借家住まいだが、住環境が整い実家にも近い当該地に、一般住宅を建てたい。」というものです。既に砂利が敷いてありましたので、始末書が提出されています。

こちらの農地は〇〇から概ね300m以内の農地になりますので農地区分

は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番から7番までは、〇〇のための残土処分場や資材置場に使用されるものですので、一括して説明いたします。

5番から7番まで、すべて賃貸借権設定で、一時転用です。5番が〇〇町の田12筆、10,070㎡。6番の申請が田7筆、3,653㎡。7番の申請が田3筆、2,570㎡。

こちら全て平成27年及び28年に一度許可が出ている場所で、一時転用は3年が上限になりますので、今回、延長の申請となっております。貸借の期間は5番から7番まで全て、許可後から平成31年9月15日までとなっております。

こちらの農地は全て、農用地区域内にありますので、「一時的な利用に供するもの」につき、許可しうると判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち1番の案件につきましては、9月27日に調査委員会を行っておりますので、座長の 中村和仁 委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（6番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成30年9月27日午後1時30分から調査委員会をC班及び地元農業委員及び地元推進委員の出席により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による1件の、申請番号1番の「長屋住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

一点目に「隣接農地の所有者の承諾を取る際、誰が主体となって動いているのか。」という質疑があり、これに対して「営業担当が主体となって動いているが、支店全体で動いている。」という回答がありました。営業担当と設計担当の間で状況把握について差があるようなので、内部での情報共有を図るよう依頼をしました。

また、承諾書は法定添付書類ではないが、一件でもトラブルが減るように武雄市では承諾書を添付するようにしている。承諾書の添付がない場合でも、受け付けを拒むことはできないが、調査委員会や総会で保留にする場合があることを説明しました。

2点目に「隣接農地の所有者より要望書が出ているが、その内容は全て呑むのか。」という質疑がありましたが、これについては、現地調査の際、隣接農地の所有者に来てもらい、代理人と直接要望について確認されました。

3点目に「排水は県道の側溝に流す予定だが、申請は必要ないのか。」とい

う質疑があり、これに対し「申請は必要ないが、県の土木事務所へは口頭で説明は済んでいる。」という回答がありました

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上、報告いたします。

会 長 調査委員会の報告が終わりました。皆様には分かりにくかったかと思いますが、調査委員会を行った時には、隣接農地所有者の印鑑が2名分ありませんでした。理由書が出されていましたが、申請者の一方的な話だけではどうかと思いましたので、地元の〇〇委員さんと〇〇推進委員さんに連絡を取ってもらって、本人さんの意向を確認していただきました。その結果、営業の人と調査委員会に出席した人の話が異なるということで、うまく連絡が取れていなかったということでした。最終的には所有者の印鑑はいただいておりますが、それがスムーズに行っていなかったということで、調査委員会の際に申請者に対して「印鑑がなくても受け付けはしますが、調査委員会や総会で保留する場合がありますよ」と伝えたという事です。

地元の農業委員と推進委員には大変ご苦勞をかけたかなと思っております。何回でも行っていただいたという事を皆様にご報告いたします。

では、残る2番から7番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 一つ質問いたします。申請番号1番の農地区分に「都市計画法に規定する用途地域（第二種低層住居）専用地域」と書いてありますが、意味が分かりませんので教えて下さい。

事務局 都市計画法で用途地域が設定されています。武雄町と朝日町と橘町の一部に設定されていますが、その中で、ここの地域は低層住宅の専用地域ですよ、とか、ここは商業地域ですよ、とかいう用途が定められています。詳しくはお調べして、次の総会の際に説明をしたいと思います。よろしいでしょうか。

〇〇番委員 了解しました。

会 長 農地法以外にも、農振法や都市計画法があります。農振法は農林課が窓口ですが、都市計画法は都市計画課が窓口です。次回の総会で事務局から説明

をすとの事でした。他にございませんか。

(なし)

会 長 他に無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第5条の規定による7件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね意見を付けて、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第5条の規定による7件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね意見を付けて、佐賀県知事に進達することに決しました。

《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。
1ページをご覧ください。こちらに平成30年度第7号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。 田。新規（なし）
再設定、 3件、 4筆、 4,568㎡。

武雄町。 畑。（なし）

橘町。 田。新規（なし）
再設定、 8件、 28筆、 60,910㎡。

橘町。 畑。新規（なし）
再設定、 1件、 7筆、 1,872㎡。

朝日町。 田。新規（なし）
再設定、 9件、 19筆、 29,087㎡。

朝日町。 畑。（なし）

若木町。 田。新規（なし）
再設定、 1件、 2筆、 1,698㎡。

若木町。 畑。(なし)

武内町。 田。新規(なし)

再設定、 2件、 4筆、 8,011m²。

武内町。 畑。(なし)

東川登町。田。新規(なし)

再設定、 7件、 15筆、 20,286m²。

東川登町。畑。(なし)

西川登町。田。新規(なし)

再設定、 1件、 1筆、 1,683m²。

西川登町。畑。新規(なし)

再設定、 1件、 2筆、 2,711m²。

山内町。 田。新規(なし)

再設定、 1件、 2筆、 6,108m²。

山内町。 畑。新規(なし)

再設定、 1件、 1筆、 459m²。

北方町。 田。新規、 1件、 1筆、 1,731m²。

再設定、 3件、 7筆、 23,286m²。

北方町。 畑。(なし)

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については20ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第3号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成30年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

《議案第4号 非農地証明》

会 長 次に議案第4号を議題といたします。武雄市非農地証明について、2件の証明願いが提出されています。このうち申請番号1番については、私の同居する親族が申請者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき私は退席し、相原会長代理に議事進行をお願いいたします。

(佐々木会長、退席・退室)
(相原会長代理、議長席に着席)

会長職務代理者 それでは申請番号1番の議事について、私が議長を務めます。申請内容について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、武雄市非農地証明願について説明します。
申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、48㎡。「平成3年8月に隣地の住宅建設に伴い、乗入れ口として利用していた。」というものです。
こちら、「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」ということで、非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号に該当すると判断しております。
以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長職務代理者 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございせんか。

〇〇番委員 現場は〇〇区です。申請者の親が亡くなれば娘さんに相続されるということで、元々そこに土地があることも分からなかったが、色々整理をしていたらその土地が分かったということです。別の家の人が家に入る道として使用していたということで、非農地化してからその人に譲渡しようということで話し合いがされているとの事です。

会長職務代理者 ありがとうございます。地元委員の補足説明がおわりましたので、質疑を開始します。何かございせんか。

(質疑なし)

会長職務代理者 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第4号、申請番号1番の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長職務代理者 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 申請番号1番の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

以上で、私の議長としての務めを終わります。

事務局は、佐々木会長に入室するよう伝えて下さい。

(会長職務代理者、元の席に戻る。)

(佐々木会長、議長席へ着席)

《議案第4号 非農地証明(つづき)》

会 長 さきほどの議案を補足しますと、私の息子の嫁が相続を受けたものの、場所がどこにあるのか分からなかったわけです。それで調べて、本家に尋ねてみたところ、うちの畑が実際は道になっておりました。昔、畑のまま譲って、農地のままで残っていたというわけです。それで非農地証明ができれば道に登記をするという手続きを行う予定です。

皆様方もご承知かもしれませんが、里道を拡張したときに分筆をせずにそのまま道にしてしまっていることがあります。そのような例は多いと思います。私の地区でも色々ごたごたがっております。農地を買った人は「ここはうちの土地」と言われますが、実態は里道になっています。登記をしていない以上はその方が言われる事が正しくなってしまいますので、やはりきちんと手続きを踏んでしなくてはいけないなという事をつくづく感じたところでございます。

それでは引き続き、議案第4号、申請番号2番を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号2番。土地は〇〇町のは畑1筆、242㎡。平成5年に崖崩れ危険個所として砂防工事対象となり、コンクリート擁壁が設置されています。残地も急傾斜地で耕作できないということで申請をされております。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局 補足いたします。ここが危険個所に指定をされた件ですが、「急傾斜地崩壊

対策事業」に該当する事業です。危険個所と指定をしたのは県です。工事費と測量費を合わせた額について、県の補助が2分の1だそうです。4分の1が市。残りの4分の1が本人負担です。擁壁をするのかしないのかは、本人さん次第だということです。

こちらの申請者は擁壁をするという事で、農地でしたので本来であれば農地転用の手続をするべきでしたが、非農地証明の5号ということで判断いたしております。

なかには擁壁工事で、県収用とかの収用事業の場合もありますが、こちらは農地が所有者さんのままでするので、個人のところに事業を利用して擁壁を建てたということになっております。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 場所は〇〇地区です。ここは平成2年に一度滑っていますが、その時は5m位でした。10mないと県の補助は出ませんでしたので、土のう積みだけで終わりました。その後にもた滑ったので、〇〇時代に、県補助を受けて工事がありました。

会 長 地元委員の補足説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第4号、申請番号2番の武雄市非農地証明願いについては、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、申請番号2番の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

—————《議案第5号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について》—————

会 長 次に議案第5号を議題といたします。空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について、1件の申請が提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。農地は〇〇町にある畑2筆、計1,351㎡。別冊資料の29ページの地図に空き家と農地の位置を載せておりますのでご確認ください。こちらの空き家は、平成29年11月29日に、武雄市空き家・空き地バンクに登録されています。この農地は今、桃や栗などの木が植えられていると聞いております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この1件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

〇〇番委員 申請者のご両親が亡くなられて相続を受けられました。申請者は市内の別のところに住んでおられ、〇〇の家は空き家になっていましたので、空き家バンクに登録されておりましたところ、〇〇から転入して来られました。まずは家の方を購入され、次に家庭菜園をしたいということで、それに付随するものとして農地も購入したいということで、今回こういった申請がなされております。

会 長 地元委員さんの補足説明が終わりましたので、質疑を開始します。

〇〇番委員 何歳ぐらいの方ですか。

〇〇番委員 70いくつです。

〇〇番委員 会長にお尋ねします。この案件は審議・採決が必要でしょうか。報告ぐらいでよくありませんか。

会 長 「武雄市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領」を定め、それに基づいて審議をすることになっておりますので、ご審議いただくよう、お願いします。よろしいでしょうか。

〇〇番委員 了解しました。

〇〇番委員 この委員会としては、せつかくある農地が荒れてしまっただけでは意味がないので、よく指導をして、1反3畝は少し広いかもしれませぬので、そういう点も含めて、審議をする必要があると思います。

〇〇番委員 質問します。今回の議案に関して私と推進委員が確認印を押しましたが、次に3条の議案が出る際にもまた確認印が必要でしょうか。

会 長 はい、そうです。他に意見はございませんか。(なし) それでは、他に意見

も無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。

議案第5号、1件の空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について、申請通り指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第5号、1件の空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請につきましては、原案どおり証明することに決しました。

————《議案第6号 武雄市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について》————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。武雄市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 武雄市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についてご説明いたします。

法律の改正により、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」業務を必ず行わなければならないこととなりました。また、農業委員会は、最適化の推進活動をする際の目標や方法を示した、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努力をなささい、ということも法律で決まっております。また、この指針を作る際には、推進委員の意見を聞かなければならないとされております

というわけで、事務局で武雄市農業委員会の最適化の推進に関する指針(案)を作成し、9月の農地利用最適化推進会議で農業委員及び推進委員に対しご説明をしたところです。また、会議後でも「ご意見等があれば事務局にご連絡下さい」としておりましたが、その後ご意見等はございませんでしたので、本日の議案は事務局案のまま挙げております。

事務局案について改めてご説明しますと、10ページには「第1 基本的な考え方」を書いております。

現状の分析として、武雄市内では、集落営農が市内全域で営まれているため農地利用集積率の数字は高い数値であるが、高齢化、後継者不足が課題であること、また、中山間地域では遊休農地の発生が見受けられることなどを現状分析として挙げております。

次に11ページ以降は、「第2 具体的な目標と推進方法」を書いております。

まず、最適化の3つの柱の一つである「1. 担い手への農地利用集積について」ご説明します。

カッコ1の「担い手への農地利用集積目標」ですが、現在の農地集積率は

92.6%です。これを3年後は93.6%、目標である2024年4月には94%まで上げるという目標を設定しております。

カッコ2の「具体的な推進方法」として、①地域における農業者への話し合いの場への参加 ②農地の出し手と売り手への利用調整 ③利用権設定の促進 ④農地中間管理機構との連携 以上4点を挙げております。

次に12ページは、最適化の2番目の柱である「遊休農地の発生防止・解消について」書いております。

カッコ1の「遊休農地の解消目標」ですが、現在、遊休農地の割合は、0.6%あります。これを3年後には0.3%、目標である2024年4月には0%まで下げたいという目標数値を設定しています。

カッコ2の「具体的な推進方法」として、①農地パトロールの実施 ②利用意向調査の実施 ③非農地判断 以上3点を挙げております。

最後の13ページは、最適化の3番目の柱である「新規参入の促進について」書いております。

カッコ1の「新規参入の促進目標」ですが、毎年2経営体の新規参入を目標として掲げております。

カッコ2の「具体的な推進方法」として、①関係機関との連携による就農希望者の把握 ②農地の利用調整 ③下限面積の引き下げ ④フォローアップ活動を挙げております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。武雄市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」について、質疑を開始します。ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇番委員 この議案とは直接関係ありませんが、借地料の見直しについてどのように考えますか。

事務局長 以前は標準小作料というものを農業委員会が定めて、それを基本にして貸し借りが行われていましたが、それは廃止されました。現在は農業委員会が毎年の小作料の実態を集計をして、「去年一年間はこの数字でしたよ。」というのを、毎年3月の総会で報告をしているところです。

〇〇番委員 なぜ小作料を言ったかと言えば、今度、〇〇が今度、小作料を反当40kgと決めています。集落営農等で話し合いはあったと思いますが。

会 長 借地料は町ごとに関係者が寄って話し合いをされるのが良いと思います。

〇〇番委員 入り作があつたりするので、どちらに合わせるかという話もあつたもの
すから。

会 長 同じ農業者同士ですので、トラブルにならないよう十分に話し合いをして
決めて下さい。

それでは、他に意見も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。
議案第6号、武雄市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
について、事務局案のとおり策定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号、武雄市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に
関する指針」について、事務局案のとおり策定することに決しました。

《閉会》

■